



妊娠を上司に報告すると、正社員からパートに変更させられた。



妊娠をきっかけとする労働条件の不利益な取り扱い**は法律で禁止**されています。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業を理由とする解雇などの不利益な取り扱いは法律で禁止**されています。(男女雇用機会均等法第9条第3項、育児介護休業法第10条、第25条)

こんなことを理由とした

- ・妊娠・出産した
- ・妊婦検診で仕事を休んだ
- ・つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- ・軽易な業務への転換を希望した
- ・育児時間を希望した
- ・産前・産後休業、育児・介護休業を取得した

こんな取り扱いは**禁止**！

- ・解雇された
- ・退職勧奨された
- ・契約が更新されなかった
- ・パートになることを強要された
- ・降格・減給された
- ・普通ではあり得ない配置転換をされた



**不利益な取り扱いは女性労働者だけでなく、男性労働者も禁止です。**  
**不利益な取り扱いを受けたら、専門機関へ相談しましょう。**